

「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(平成 15 年 7 月知的財産戦略本部決定) への対応状況等について

①大学知的財産本部とTLOが連携し各種方針・ ルール策定の機能強化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

本学と熊本TLOとの一体的活動は当本部発足以来一貫した方針であり、これを前提に両者間の協定、各種方針・ルールの策定、熊本TLOの学内支部開設等をしてきた。

ンフレットを全研究者に配布を終えており、又リエゾンオフィスを中心に啓発活動に使用している。

②社会貢献が研究者の責務であることを大学等において明確に位置付ける。

■ 対応済 □ 対応できていない

教育・研究・社会貢献は本学のミッションの三本柱である。組織的にも学長の下、戦略会議を設置、研究推進会議と知的財産創生推進本部において、教育・研究と社会貢献との密接な連携を確保している。

⑥各大学の創意工夫に基づく特色ある大学知的財産本部の整備・充実・強化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

リエゾンオフィスを充実した学内外に対するワンストップサービスを軸に、熊本TLOとの一体的活動をしていくことが当本部発足以来、一貫した特色である。この中で学内外機関との連携強化、関東・関西・海外へと活動範囲を拡大してきた。

③研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視する。

■ 対応済 □ 対応できていない

採用、任用等における業績評価では、研究論文等と知的財産に関する事柄と対等に重視されている。また、研究者の個人評価システムにおいても、知的財産を同様に重視している。

⑦知的財産の創出・保護・活用に関する基本的考え方を確立する。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産等の取扱い基本方針」の下に知的財産、産学官連携、利益相反ポリシーを作成した。熊本TLOと責任体制を明確にし、創出・保護・活用まで一貫して関与することや支援をリエゾンオフィスが窓口になって行う考え方を確立した。

④透明性・公正性に配慮した評価システムを構築し学内に周知する。

■ 対応済 □ 対応できていない

個人評価システムの中で慎重に透明性、公正性に配慮しながら試行を繰り返して現状に至っている。知財の移転等については研究者とリエゾンオフィスとが連携をとり最終的には知的財産審査会が評価を行うことで透明性を確保している。

⑧産学官連携と知的財産管理機能を集中し産業界からみた窓口の明確化を進める。

■ 対応済 □ 対応できていない

リエゾンオフィスが窓口でありワンストップサービスを行っている旨を、学内外にわたり展示会、講演会、ホームページや機関誌等広報活動において明確に示してきており、周知はほぼ終えている。

⑤発明に関する権利を承継し実施料収入を得た場合の発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。

■ 対応済 □ 対応できていない

本学は、「職務発明等規則」「職務発明等に対する補償金細則」を定め、運用してきている。これらについては知的財産創生推進本部からパ

⑨知的財産の機関一元管理を原則とした体制を整備する。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産の原則機関有、機関一元管理は学内において周知されている。発明等の評価は、熊本TLOを含む予備審査会を経て知的財産審査会を開催するというルールも確立し、研究者に返還するか否かも厳格に行える体制を整備した。

⑩特許出願しない発明の研究者への還元や自らの発明を異動先で研究継続できるような柔軟な措置を講じる。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産審査会で機関有との判断をされなかった発明や、審査請求を機関としてしないとされた出願は研究者による処分が可能な時期を考慮しながら返還する。異動先での研究継続は原則、可能である。

■ 対応済 □ 対応できていない

研究ノートの紹介、奨励及びサンプル配布を当本部でしてきており、周知が進んだ結果組織的導入の段階にある。発明者、共同研究成果の明確化については当本部員が個別に聞き取りと、発明届出書に押印を義務付けることにより行ってきた。

⑪産学官連携ルール（営業秘密、共同研究による知的財産の帰属等）や契約書の雛形などを整備し外部に公表する。

■ 対応済 □ 対応できていない

ホームページからのダウンロードが可能である。リエゾンオフィスに問い合わせがある場合が多いので、その利用の仕方の説明も含め対応している。

⑫企業と大学等の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約の締結ができるよう柔軟性を確保する。

■ 対応済 □ 対応できていない

国内外の企業との契約は双方の協議を尊重して、可能な限り柔軟に対応をしている。リエゾンオフィスは研究者と連絡をとりながら組織として企業と妥協点を模索することとしている。

⑬起業する研究者の求めに応じた権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。

■ 対応済 □ 対応できていない

本学で起業する研究者に不便をかけるような障壁は存在しない。問題が生ずれば知的財産審査会で検討することになる。

⑭研究マテリアルの移転条件や移転手続きを定めたルールの周知を図り、使用の円滑化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

部局で受け付けた事案を社会連携課、知的財産創生推進本部にて検討、速やかな決裁等対応するルールは研究者に周知されており、その数は海外とのものを含め多数の実績がある。

⑮発明者の明確化、共同研究成果の明確化等に資する研究ノートの記載・管理方法について研究・教育を実施し研究ノートの使用を奨励する。